

議 案 第 13 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸運動公園陸上競技場改修工事の竣工に伴い、同競技場の専用使用料を改定し、及び夜間照明設備使用料を定めるとともに、中学生以下の使用料を無料とするため。

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和55年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第6号普通使用料の表及び専用使用料の表を次のように改める。

普通使用料

区分	単位	金額（円）
トラック・フィールド	1人 2時間	220

備考

- ・市外の者が使用する場合 100パーセント増
- ・幼児、小・中学生が使用する場合 無料

専用使用料

区分			単位	金額（円）
トラック・フィールド	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	6,240
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合	2時間	12,480
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	2時間	18,720
		アマチュアスポーツでない催物に使用する場合	2時間	74,880
本部室（控室を含む。）			1時間	330

備考

- ・市外の者が使用する場合 100パーセント増
- ・幼児、小・中学生が使用する場合 無料

別表第2第2項第6号付帯設備使用料の表に次のように加える。

夜間照明設備	30分	940
--------	-----	-----

別表第2第2項第6号付帯設備使用料の表に備考として次のように加える。

備考 幼児、小・中学生が使用する場合 無料

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松戸市スポーツ施設条例の規定の例により、同日以後のスポーツ施設の使用に係る許可、使用料の徴収その他の行為をすることができる。